

公 示 日 : 2021年9月22日(水)

調達管理番号 : 21a00598

国 名 : タジキスタン

担 当 部 署 : 地球環境部水資源グループ水資源第一チーム

調 達 件 名 : タジキスタン国給水分野に係る水政策アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 給水分野に係る水政策アドバイザー
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業 務 の 種 類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021年11月から2023年11月
- (2) 業務人月 : 現地 10.00、国内 1.60、合計 11.60
- (3) 業務日数 :

- ・ 第1次 国内準備 5日、現地業務 90日、国内整理 3日
- ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 45日、国内整理 3日
- ・ 第3次 国内準備 2日、現地業務 45日、国内整理 3日
- ・ 第4次 国内準備 2日、現地業務 60日、国内整理 3日
- ・ 第5次 国内準備 2日、現地業務 60日、国内整理 7日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次業務を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の19%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降) : 契約金額の19%を限度とする。

5) 部分払の設定

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払を計画します¹。

- 1) 2021 年度末 (2022 年 2 月頃)

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2021 年 10 月 13 日(水) (12 時まで)
- (4) 提出方法 : 電子データのみ

➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- ◇ 評価結果の通知 : 2021 年 10 月 26 日(火)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	水道事業計画または水道事業運営に係
-----------	-------------------

¹ 当機構は中期目標管理法人に分類される独立行政法人であり、中期目標期間内に交付を受けた運営費交付金は当該中期目標期間内に計画、実施及び支出を行うことが原則となっています。そのため、現中期目標期間終了年度である2021年度末において、実施済み事業分に対する支払を行う必要があります。

	る各種業務
対象国／類似地域	中央アジアまたは全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

タジキスタン国における給水率は、2020年において、都市部において96.47%（パイプ給水率89.95%）、地方部において79.85%（パイプ給水率：55.52%）と、特に地方を中心に低い状況にある。そのため、タジキスタン政府は、2030年までの国家開発戦略（National Development Strategy: NDS2030）において給水システムの改善を通じた生活環境・衛生状況の向上を重要な目標として掲げ、「水セクター改革プログラム（2016-2025）」を定め、「安全な飲料水の供給」を最重要課題の一つとして位置付けている。

これに対し、JICAはタジキスタンの水セクターの中でも、地方都市および農村給水を管轄する住宅サービス公社（KMK）に対して、ピアンジ行政郡、ハマドニ行政郡における飲料水供給能力強化のための技術協力及び無償資金協力を約10年にわたり実施してきた。具体的には、ハマドニ県モスクワ町と周辺2村を対象に、無償資金協力「ハترون州ハマドニ地区給水改善計画（第一次：2008～2010年度、第二次：2011～2013年度）」により給水施設（深井戸掘削、高架水槽設置、送・配水管の一部）の更新・修繕を行うとともに、同施設の維持管理能力を強化し上下水道公社の経営改善を行うために、「ハترون州ハマドニ県給水事業運営維持管理技術指導専門家」を派遣した（2013～2015年度）。また、ピアンジ県ピアンジ町と周辺6村を対象に、無償資金協力「ハترون州ピアンジ県給水改善計画（第一次：2014～2016年度、第二次：2015～2017年度）」を実施し、給水施設（深井戸掘削、高架水槽設置、送・配水管）を更新した。さらに、これらの更新された給水施設を有効に活用して上下水道公社の給水事業運営能力の強化を図り対象地域において改善された水道サービスを提供すべく、技術協力「ピアンジ県・ハマドニ県上下水道公社給水事業運営能力強化プロジェクト（2017～2021年度）」を実施した。これら協力を通じ、無償資金協力による施設更新を契機に経営を健全に行えば施設の拡張を自立的に行うことができるようになること（ピアンジ）、また、メータの設置を推進し料金徴収を従来の定額制から従量料金制に変更したことにより節水による適正な水利用が行われ、結果として安定した給水サービスが実現する（ハマドニ）ことが確認された。この結果を受け、KMKによる

地方における中小規模の水道事業のモデルの一つとして、「従量料金制の導入を契機とした安定した給水サービスを提供することによる経営改善」（以下「従量制導入モデル」）が有効であることが判明し、KMK は同モデルの他地域での展開を希望している。

また、技術協力プロジェクトの業務において、2020 年度に、KMK が抱える事業経営および管理体制に係る課題を確認した結果、不健全な KMK の財務体制、脆弱な各支部における給水施設管理体制などの問題点が確認された。現在、タジキスタン政府は世界銀行や国連開発計画の協力のもと、KMK の経営改善（構造改革）を進めているが、同改革の動向を見極めつつ、脆弱な各支部における給水管理体制の改善に向けた取り組みが必要となっており、同政府から同従量制導入モデルの広域展開に向けた協力として本案件が要請された。

7. 業務の内容

本業務従事者は、住宅サービス公社（KMK）をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、これまでの我が国がタジキスタンに対して行ってきた協力による経験・教訓を踏まえ、C/P と共に「従量料金制の導入を契機とした安定した給水サービスを提供することによる経営改善」（「従量制導入モデル」）の展開計画を検討し、必要に応じて技術指導・助言を行う。また、他ドナーの会合等に参加し、知見の共有を行うことが期待される。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2021 年 11 月中旬～2021 年 11 月下旬）

- ①既存の JICA 報告書、他ドナー報告書等を参照し、タジキスタンにおける上水セクターの状況、KMK による給水事業実施状況およびドナーの動き等について現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に「ピアンジ県・ハマドニ県上下水道公社給水事業運営能力強化プロジェクト」の活動及び成果）の概要を把握・分析する。
- ②JICA 地球環境部及びタジキスタン事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ワークプラン（英文）を作成し JICA 地球環境部による確認ののち、同部に提出する。併せて、JICA タジキスタン事務所にもデータを送付する。（送付された英文ワークプランは JICA タジキスタン事務所にてロシア語訳する）

（2）第 1 次現地業務期間（2021 年 12 月上旬～2022 年 2 月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA タジキスタン事務所にてロシア語に翻訳したワークプランを英語版とともに C/P 機関に提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 水資源エネルギー省、世銀、UNDP に対し、National Programme on

Drinking Water supply and Sanitation 2030 計画の進捗状況を確認する。また、「従量制導入モデル」を改めて説明し、タジキスタンにおける展開に関する意見を確認するとともに、同モデルを導入するにあたって必要な行政手続きを確認する。

- ③ EBRD 及び KMK に対し、EBRD に対する KMK の負債状況や、KMK の構造改革、水道料金の見直し、税制改革、上下水道公社 (Vodokanal、「VK」) を管轄する州組織の構築、単一請求システムの導入等の検討状況を確認する。
- ④ 関係ドナー会議 (水資源エネルギー省主催、世銀、UNDP、ADB、EBRD 等が参加) に出席し、情報収集を行うとともに、本業務内容について情報を共有する。なお、ドナー会議への出席とともに、各ドナーからの情報収集・情報交換は、専門家活動期間を通じて行うものとする。
- ⑤ KMK やピアンジ県・ハマドニ県の VK から、「ピアンジ県・ハマドニ県上下水道公社給水事業運営能力強化プロジェクト」の成果の持続・他県展開状況を確認する。
- ⑥ 「ピアンジ県・ハマドニ県上下水道公社給水事業運営能力強化プロジェクト」において供与した高度さらし粉 (300T) の配布、使用状況を確認する。特にさらし粉の使用については、適正量が適正な機材で使用されているかを確認し、各 VK における安全な水の給水に必要な施設運営維持管理に関する問題点を取りまとめる。
- ⑦ ②～⑥結果を受け、「ピアンジ県・ハマドニ県上下水道公社給水事業運営能力強化プロジェクト」終了後の以下の情報についてアップデートし、JICA 地球環境部及び JICA タジキスタン事務所に報告し、今後の活動方針を確認する。
 - ・ ピアンジ県及びハマドニ県における従量制導入モデルの継続実施状況と課題
 - ・ 従量制導入モデルの全国展開のための課題
 - ・ 従量制導入モデルの全国展開に向けて KMK が実施すべき活動と JICA の長期支援内容提案
 - ・ KMK の構造改革に関する情報の更新および JICA として対応すべき事項 (特に従量制導入モデル展開に向けてネックになりそうな部分)
 - ・ 各 VK における安全な水の給水に必要な施設運営維持管理に関する問題点の改善策
 - ・ 今後の活動に関して、各ドナーとの連携に関する提案
- ⑧ ⑦により JICA と確認した今後の活動方針について、②～⑤でヒアリングした各組織にフィードバックするとともに、KMK と活動内容を合意する。

- ⑨ 従量制導入モデルのパイロットサイトとして選定すべきVKの条件(各ドナーとの連携やKMK及び各VKにおける予算措置・人員配置なども含む)を明確化の上、提案し、KMK、JICAと協議の上、パイロットサイトを選定する。パイロットサイト数は3つ程度を想定するが、協議によって決定する。
 - ⑩ 各パイロットサイトにおける従量制導入モデルの導入計画をKMKと作成する。
 - ⑪ JICAタジキスタン事務所に現地業務結果を報告の上、次回業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
 - ⑫ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文・ロシア語)をC/P機関に提出し、報告する。併せて、タジキスタン事務所にもデータを送付する。また、第2次現地業務期間までの間にC/P機関が実施すべき事項を整理し、テクニカルノート(英文・ロシア語)で合意する。
- (3) 第1次国内整理期間(2022年2月下旬)
- ① 第1次業務の現地業務結果報告書(和文・英文)をJICA地球環境部に提出し、報告する。
 - ② 必要に応じてテクニカルノートの履行をフォローする。
- (4) 第2次国内準備期間(2022年3月中旬)
- 第2次業務にかかるワークプラン(英文)を作成、地球環境部による確認の後、同部に提出する。併せて、タジキスタン事務所にもデータを送付する。(送付された英文ワークプランはJICAタジキスタン事務所にてロシア語訳する)
- (5) 第2次現地業務期間(2022年3月下旬~2022年5月上旬)
- ① 現地業務開始時に、JICAタジキスタン事務所にてロシア語に翻訳したワークプランを英語版とともにC/P機関に提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 引き続き水資源エネルギー省や各ドナーから上水分野に関する各種活動実施状況等に関する情報収集や、必要に応じて協議を行う。
 - ③ 各パイロットサイトで各関係者(VK、住民)に対して従量料金制導入に関するKMKによる説明会(各サイト1~2回を想定)実施を支援する。
 - ④ 従量制導入モデル実施のための各パイロットサイトで、KMKが行う水道利用状況に関するベースライン調査および社会条件調査を支援する。
 - ⑤ 各パイロットサイトで従量料金制導入に必要な資機材を確認し、KMKによる調達を支援する。
 - ⑥ 各パイロットサイトでの従量料金制導入のための活動に対し、適宜技術指導等を行う。
 - ⑦ 各VKにおける安全な水の給水に必要な施設運営維持管理を行うための

KMK の活動を支援する。

- ⑧ JICA タジキスタン事務所に現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
 - ⑨ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文・ロシア語）を C/P 機関に提出し、報告する。併せて、タジキスタン事務所にもデータを送付する。また、第 3 次現地業務期間までの間に C/P 機関が実施すべき事項を整理し、テクニカルノート（英文・ロシア語）で合意する。
- (6) 第 2 次国内整理期間（2022 年 5 月中旬）
- ① 第 2 次業務の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。
 - ② 必要に応じてテクニカルノートの履行をフォローする。
- (7) 第 3 次国内準備期間（2022 年 10 月上旬）
- 第 3 次業務にかかるワークプラン（英文）を作成、地球環境部による確認の後、同部に提出する。併せて、タジキスタン事務所にもデータを送付する。
- （送付された英文ワークプランは JICA タジキスタン事務所にてロシア語訳する）
- (8) 第 3 次現地業務期間（2022 年 10 月中旬～2022 年 11 月下旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA タジキスタン事務所にてロシア語に翻訳したワークプランを英語版とともに C/P 機関に提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 第 2 次現地業務に引き続き、水資源エネルギー省や各ドナーから上水分野に関する各種活動実施状況等に関する情報収集や、必要に応じて協議を行う。
 - ③ 第 2 次現地業務に引き続き、パイロットサイトでの活動を支援する。
 - ④ 第 2 次現地業務に引き続き、各 VK における安全な水の給水に必要な施設運営維持管理を行うための KMK の活動を支援する。
 - ⑤ JICA タジキスタン事務所に現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
 - ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文・ロシア語）を C/P 機関に提出し、報告する。併せて、タジキスタン事務所にもデータを送付する。また、第 4 次現地業務
 - ⑦ 期間までの間に C/P 機関が実施すべき事項を整理し、テクニカルノート（英文・ロシア語）で合意する。
- (9) 第 3 次国内整理期間（2022 年 12 月上旬）
- ① 第 3 次業務の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

- ② 必要に応じてテクニカルノートの履行をフォローする。
- (10) 第4次国内準備期間 (2023年3月上旬)
- 第4次業務にかかるワークプラン(英文)を作成、地球環境部による確認の後、同部に提出する。併せて、タジキスタン事務所にもデータを送付する。
- (送付された英文ワークプランは JICA タジキスタン事務所にてロシア語訳する)
- (11) 第4次現地業務期間 (2023年3月中旬～5月中旬)
- ① 現地業務開始時に、JICA タジキスタン事務所にてロシア語に翻訳したワークプランを英語版とともに C/P 機関に提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 第3次現地業務に引き続き、水資源エネルギー省や各ドナーから上水分野に関する各種活動実施状況等に関する情報収集や、必要に応じて協議を行う。
- ③ 第3次現地業務に引き続き、パイロットサイトでの活動を支援する。
- ④ 第3次現地業務に引き続き、各 VK における安全な水の給水に必要な施設運営維持管理を行うための KMK の活動を支援する。
- ⑤ 従量料金制導入モデルの全国展開に向けての政策提案を KMK が行うための資料作成や各種協議を支援する。
- ⑥ JICA タジキスタン事務所に現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- ⑦ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書(英文・ロシア語)を C/P 機関に提出し、報告する。また、第5次現地業務期間までの間に C/P 機関が実施すべき事項を整理し、テクニカルノート(英文・ロシア語)で合意する。
- (12) 第4次国内整理期間 (2023年5月下旬)
- ① 第4次業務の現地業務結果報告書(和文・英文)を JICA 地球環境部に提出し、報告する。
- ② 必要に応じてテクニカルノートの履行をフォローする。
- (13) 第5次国内準備期間 (2023年7月下旬)
- 第5次業務にかかるワークプラン(英文)を作成、地球環境部による確認の後、同部に提出する。併せて、タジキスタン事務所にもデータを送付する。(送付された英文ワークプランは JICA タジキスタン事務所にてロシア語訳する)
- (14) 第5次現地業務期間 (2023年8月上旬～9月下旬)
- ① 現地業務開始時に、JICA タジキスタン事務所にてロシア語に翻訳したワークプランを英語版とともに C/P 機関に提出し、業務計画の承認を得る。

- ② 第 4 次現地業務に引き続き、水資源エネルギー省や各ドナーから上水分野に関する各種活動実施状況等に関する情報収集や、必要に応じて協議を行う。
 - ③ 第 4 次現地業務に引き続き、パイロットサイトでの活動を支援する。
 - ④ 第 4 次現地業務に引き続き、各 VK における安全な水の給水に必要な施設運営維持管理を行うための KMK の活動を支援する。
 - ⑤ 従量料金制導入モデルの全国展開に向けての政策提案の採択状況を確認し、同提案の実現に向けて各種協議を調整・出席する。
 - ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文・ロシア語）を C/P 機関に提出し、報告する
 - ⑦ JICA タジキスタン事務所に現地業務結果報告書（和文・英文・ロシア語）を提出し、現地業務結果を報告する
- (15) 第 5 次国内整理期間（2023 年 10 月上旬）
 専門家業務完了報告書（和文）を JICA 地球環境部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務ワークプラン（全体及び各現地業務時）
 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
 英文簡易製本 3 部（JICA 地球環境部、JICA タジキスタン事務所、C/P 機関へ各 1 部。C/P 機関へ配布する際、JICA タジキスタン事務所で翻訳したロシア語版を参考としてコピーを添付する。）
 英文データ（JICA 地球環境部、JICA タジキスタン事務所）
- (2) 現地業務結果報告書
 各業務時及び業務終了時。和文、英文。提出部数は以下のとおり。
 英文簡易製本 3 部（JICA 地球環境部、JICA タジキスタン事務所、C/P 機関へ各 1 部。C/P 機関へ配布する際、ロシア語版を参考としてコピーを添付する。）
 英文データ（JICA 地球環境部、JICA タジキスタン事務所）
 ロシア語データ（JICA タジキスタン事務所、C/P 機関）
 和文 2 部（JICA 地球環境部、JICA タジキスタン事務所へ各 1 部）
 ただし、第 5 次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第 5 次現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・タジキスタン住宅サービス公社の今後の水道事業運営（特に「従量料金制導入モデル」の拡大）に関する提言
- (3) 専門家業務完了報告書（和文 2 部）2023 年 10 月 27 日(金)までに提出。現地業務期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を、JICA 地球環境部及びタジキスタン事務所に提出し、報告する。
C/P と協働して作成した各種資料や発表資料は、参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みません（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒イスラマバード⇒ドゥシャンベ⇒イスラマバード⇒日本を標準とします。
- (2) 臨時会計役の委嘱
以下に記載の在外事業強化費については、JICA タジキスタン事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。
 - ・車両関係費
 - ・通訳備上費* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：在外事業強化費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。
- (3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。なお、コロナウイルス感染拡大を受けてのタジキスタン入国時の隔離期間は、9月7日現在設定されていません。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：なし（臨時会計役委嘱予定）

エ) 通訳備上：なし（臨時会計役委嘱予定（テクニカルノートなどの翻訳も含む））

オ) 現地備人備上：必要に応じて事務所で手配予定（専門家不在期間のテクニカルノート履行のためのフォローを含む）。ただし、現地備人への業務指示については、本専門家が JICA タジキスタン事務所に代わって行うこととする。

カ) 現地日程のアレンジ：第1次現地業務開始時における C/P 機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

キ) 執務スペースの提供：KMK 内における執務スペース提供

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 地球環境部水資源グループ (gegwt@jica.go.jp) にて配布します。

・ 2030 年までの国家開発戦略（National Development Strategy: NDS2030）

・ ピアンジ県・ハマドニ県上下水道公社給水事業運営能力強化プロジェクトにて実施した全国 KMK 基礎調査報告書

② 本業務に関する以下の資料はウェブサイトから入手可能です。

・ ピアンジ県・ハマドニ県上下水道公社給水事業運営能力強化プロジェクト業務完了報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000045450.html>

・ タジキスタン共和国 ハトロン州ピアンジ県における村落給水に係る情報収集・確認調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000011067.html>

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タジキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 90日を超える現地業務においては、公用旅券での入国が必要となります。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上